

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第476号)

平成18年12月26日

横 情 審 答 申 第 476 号

平 成 18 年 12 月 26 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成18年6月7日都地第358号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「新横浜長島地区土地区画整理事業移転補償積算委託（平成11年7月12  
日登録 発注伺）ほか182件」の一部開示決定に対する異議申立てについて  
の諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「新横浜長島地区土地区画整理事業移転補償積算委託（平成11年7月12日登録 発注伺）ほか182件」を一部開示とした決定は妥当ではなく、これを取り消した上で、平成17年3月3日都新第366号による決定の基準により、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「新横浜長島地区土地区画整理事業移転補償積算委託（平成11年7月12日登録 発注伺）ほか182件」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年2月22日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 非開示部分については、損失補償基準に基づいて算定された適正な価格で、ある程度予想することができ、公開することが公益上特に必要な情報であるとして、本号ただし書アに該当する情報として開示してきた。
- (2) しかし、平成17年10月11日最高裁判所第三小法廷判決を受け、以後本件異議申立てに係る項目にもある工作物、動産等の個人の所有物については、登記簿等での公示はされておらず、必ずしも一般の目に触れるものでない状況にあり、また、建築物についても所有状況が登記されもするが、その価格要因すべてが公示されるものではないため、本件異議申立てに係る項目については、一般人がおおよそその見当をつけることができるものではなく、「公にすることが予定されている情報」とは言えず、非開示とすることが妥当と判断した。
- (3) 本件異議申立てに係る項目については、従来では開示という判断をしていたということもあるが、市長交際費等の事例とは異なり、「個人情報であるにもかかわらず、その情報を開示する」という要請が高いと考えることは困難である。

(4) したがって、本件申立文書の一部を、最初に開示決定等したときの判断とは異なった判断ではあるが、関係各局と協議、調整の上、個人情報保護の必要性からやむを得ないものとして、本件申立文書のうち、本件異議申立てに係る項目については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり本号本文に該当し、本号ただし書アに該当しないため、非開示とした。

(5) なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書で、開示決定等の期間について主張しているが、本件請求に係る開示決定等特例延長については、条例第12条の規定に基づき、本件申立文書が著しく大量であり、また内容が複雑であるため、適正な事務の執行に著しい支障が生じ、本件請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが困難であるとの理由から延長したものである。

本件申立文書の量については、本件請求のあった平成16年12月22日時点で、実施機関において保有していたものから積算した。

本件申立文書の内容としては、「新横浜長島地区土地区画整理事業地区内に存在した従前の建物、工作物、立木等の補償に関する調査、補償金の算定、権利者との交渉、補償の決定及び契約・支払いに関する文書」ということであったため、これを調べ、量を積算し、担当者が本件請求の業務に携わることができる時間等を考慮した結果、14箇月という期間延長をすることになった。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

ア 本件請求が行われたのは平成16年12月22日であるが、これに対して本件処分が行われたのは14箇月後の平成18年2月22日である。開示決定は、通常2週間後になされるため、遅くとも1箇月程度の期間延長後には知ることができるものと考えるのが普通である。

イ 本件請求では、まず最初に平成17年1月5日付けの開示決定等特例延長通知が届き、開示請求に係る文書が大量であり、複雑であるとの理由で、平成18年2月22日まで開示決定が延長された。しかし、開示請求者は誰も、対象文書や内容を見たわけでもないの、その分量を知らずに開示請求書を書くものである。自

分も14箇月も待つことになろうとは想像もできなかった。また、開示決定等特例延長通知書には異議申立ての教示もなく、黙って受け入れるしかなかった。平成16年の開示請求に対する決定が、平成18年になろうとは想像だにしなかった。

ウ 本件開示請求に基づく文書の一部は、平成17年3月4日に開示されたが、残りの文書は平成18年2月22日の決定まで先送りされた。先行開示された文書は納得のできる内容であった。残りの文書も同じ基準で判断され公開されるものと信じてひたすら待った。ところが、その後なんの話もなく、開示決定まであと1箇月ほどになった、平成18年1月12日市民情報センター内で、突然、平成17年10月の最高裁判例を理由に残りの文書情報のほとんどを非開示にせざるを得ないと担当者から告げられた。その後文書は、平成18年3月2日に、表題と数頁以外9割以上が袋綴じの状態が開示された。しかし、今ここにきて、ほとんどが非開示では開示請求した意味も、これまで待った甲斐もない。このような文書開示は前代未聞である。一連の行為は実施機関が画策した、悪意に満ちた情報隠しであり、違憲、違法なものである。

エ 都市計画局新横浜長島開発事務所（当時。現在は都市整備局地域事業部地域整備課）においては、年度毎に文書件名簿が作成されている。そこから文書特定作業に半日とはかからないはずである。開示された文書もすべてファイルに綴じられ纏められていて、拾い出し作業も容易なはずである。一部開示理由説明書にもあるように平成17年1月5日付けの特例延長通知作成の前には、文書が特定され、量の積算から業務の時間まで検討されている。また、大量といっても、その後の開示に向けての作業に14箇月も必要なほど格段多いわけでもない。係る長期の期間延長は慎重の上にも慎重な対応が必要である。それ故、誰もが納得できる理由・積算根拠を示したうえでの詳細な説明が不可欠であるが、一部開示理由説明書にもその記載がない。形式的な理由だけで条例第12条の開示決定等の期限の特例を乱用した。開示決定等期間特例延長通知書が違法であることは明らかである。

オ 公開された文書は、本件開示請求日より1年近く後から出された最高裁判例を理由に公開範囲が狭まり、本来知りえた内容まで隠されてしまった。根拠となった最高裁判決といっても、外の自治体の条例解釈についての判決で、横浜市に対して直接命令したわけでもなく、まして、それによって国の法律や横浜市の条例が変わったわけでもない。

カ 本件の開示請求日は平成16年12月22日である。どんな事件・事故でも、発生期

日の法律で判決がなされる。平成17年3月3日付け一部先行開示でも平成16年12月22日時点での法律で判断され開示されている。1件の開示請求に相反する2件目の決定をすること自体が間違いである。残りの文書は実施機関の都合で準備が間に合わなかっただけのものであり、平成18年2月22日付け決定も同じ基準で判断すべきである。

キ 最高裁判決は奈良県の条例解釈に関するもので、横浜市の条例に対しての判決や命令でもなければ、横浜市が係わった判決でもない。また、最高裁判決を受け、国の情報公開の法律や、横浜市の条例の改定があったわけでもない。判断は法律や条例に基づいてなされるものであり、職員が法律や条例を勝手に都合良く解釈するなど以ての外。本件一部開示決定は根拠のない違法な決定である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、新横浜長島地区土地区画整理事業地区内に存在した従前の建物、工作物、立木等の補償に関する調査、補償金の算定、権利者との交渉、補償の決定及び契約・支払いに関する文書で、個人の物件移転等補償算定額、個人の物件移転等補償の契約金額及び個人損失補償算定書類に記載された補償算定額が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とされた。

### (2) 本件処分の経緯について

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 申立人は、平成16年12月22日、本件請求を行った。

イ 実施機関は、本件申立文書が著しく大量であり、また内容が複雑であるため、適正な事務の執行に著しい支障が生じ、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが困難であるとの理由から、条例第12条の規定に基づいて開示決定等特例延長を行った。

ウ 開示決定等特例延長により、本件請求が行われた日の翌日である平成16年12月23日から平成17年2月20日までが本件申立文書の相当の部分につき開示決定等をする期間とされ、本件申立文書の残りの部分について開示決定等をする期限が平成18年2月22日とされた。

エ 本件請求に対し、実施機関は、平成17年3月3日都新第366号により、同年1月27日に財政局財産運用部用地補償課長（当時。現在は行政運営調整局契約財産部財産調整課長）から各局用地関係課長あてに通知された「横浜市の公共用地取

得等に係る損失補償算定書類（物件算定調書）及び物件移転等補償額の情報公開の取扱いについて（通知）」（以下「17年通知」という。）の内容に基づいて1回目の一部開示決定（以下「第1回目の決定」という。）を行った。

オ その後、最高裁判所平成17年10月11日第三小法廷判決（平成15年（行ヒ）第295号、平成15年（行ヒ）第296号公文書非公開決定処分取消等請求事件。以下「本件最高裁判決」という。）において、奈良県土地開発公社が個人地権者に対して行った補償に関する情報公開訴訟に関し、地権者がどのような工作物、動産、植栽等を有するかについては公示されるものではなく、また、必ずしも一般人の眼に触れるものではないし、建物についてはその所有状況が不動産登記簿に登録されて公示されるものの、その価格要因がすべて公示されるものではないなどとして、補償の対象となった工作物の所在地及び面積、動産の種類及び個数、植栽の所在地及び本数、権利の種別等に関する情報並びに同公社が個人地権者に対して支払った建物、工作物、動産、植栽、権利等の補償価格に関する情報を開示しないことが認められた。

カ 実施機関は、平成18年2月22日に本件処分を行ったが、その際、第1回目の決定の基準となった17年通知によることなく、後述する18年通知の内容を基準としたため、開示される情報が縮減することとなった。

キ 実施機関は、本件最高裁判決の内容を検討した上で、17年通知を見直した結果、17年通知のもとでは開示されていた個人の物件移転等補償算定額、個人の物件移転等補償の契約金額及び個人損失補償算定書類に記載された補償算定額を非開示とすることとし、平成18年3月29日に財政局財産運用部用地補償課長から各局用地関係課長あてに「横浜市の公共用地取得等に係る情報公開の原則的取扱いの変更について（通知）」（以下「18年通知」という。）を通知し、同日以降に情報公開を行うものから適用することとしたが、あわせて通知日以前に関係部局と調整の上、従前と異なる取扱いを行ったものは適正な取扱いとなることとした。

ク 本件処分については、都市整備局において、事実上、財政局（当時。現在は行政運営調整局）との事前の調整を行っていたため、18年通知で適正な取扱いとされた。

### (3) 本件処分の妥当性について

当審査会では、異議申立書、意見書及び意見陳述による申立人の主張並びに一部開示理由説明書による実施機関の説明から、本件処分の妥当性について検討した。

ア 17年通知及び18年通知は、条例の解釈及び運用に当たり、横浜市として公共用地取得等に係る情報公開の取扱いを統一的行うために定められた行政の内部規定であって、直接に市民に対して拘束力を有するものではないが、実施機関が具体的な開示決定等を行うに当たり、通知の内容が基準とされることを考えれば、このような通知を変更した場合に、当該通知において定められた内容をどのように具体的な開示決定等に適用させるのかについては、開示請求を行った者の利益にも配慮して、慎重に検討する必要があると考えられる。

イ 実施機関は、第1回目の決定においては、個人の物件移転等補償算定額、個人の物件移転等補償の契約金額及び個人損失補償算定書類に記載された補償算定額について、これらの情報が個人情報に該当することを前提としながらも、既に補償契約が締結された本件土地区画整理事業に係る当該情報については、市政に関する情報を市民に提供することを通じて市政の発展に資するという公益上の理由を優先し、条例第7条第2項第2号ただし書アに該当するものとして、開示したことが認められる。

ウ このような趣旨を考慮すれば、個人の物件移転等補償算定額、個人の物件移転等補償の契約金額及び個人損失補償算定書類に記載された補償算定額を公開することとしていた17年通知及びその内容に基づいて行われた第1回目の決定は、不当なものではない。

エ 実施機関は、本件最高裁判決の内容を検討した結果、17年通知を見直し、これに代わる18年通知の内容に基づいて本件処分を行ったとしているが、この判決は、奈良県土地開発公社に係る奈良県条例についての個別の判断であって、実施機関が直接これに拘束されるものではない。

オ このような状況からすれば、本件のように行政の実務上の便宜のために開示決定等の特例延長をし、本件申立文書すべてに対する開示決定等が行われるのに一定期間を要することとなるとともに、開示決定等が2回に分けて行われることとなった結果、その間に実施機関において条例の解釈についての検討が行われ、申立人にとって、開示される情報の範囲が縮減してしまうという不利益が生じるような場合には、新たな基準である18年通知の内容を適用すべきではない。

カ また、本件処分が第1回目の決定と同一の本件請求に対して行われたものであること、第1回目の決定が17年通知の内容に基づいて行われていること、通知が行政の内部規定であって一般市民に公にされていないことを考慮すれば、申立人

が本件処分についても第1回目の決定の基準で行われるであろうと考えることが自然であると考えられるから、このような申立人の信頼は保護されるべきである。

キ さらに、17年通知は、平成18年3月29日、18年通知において、18年通知の適用日である同日に廃止されたことが認められるから、本件処分が行われた平成18年2月22日の時点においては、17年通知が効力を有していたと解するのが相当であって、本件処分時に存在していなかった18年通知の内容を本件処分に適用したことには疑義を禁じえない。

ク なお、本件処分に係る当審査会の判断は、実施機関が本件最高裁判決により示された判断の内容を検討し、個人情報の保護にも配慮して、17年通知の内容を見直すことを否定するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求を一部開示とした決定は妥当ではなく、本件処分を取り消した上で、第1回目の決定の基準により、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年6月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年6月8日 (第86回第一部会) 平成18年6月14日 (第85回第二部会)	・諮問の報告
平成18年6月16日 (第24回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年6月30日 (第25回第三部会)	・審議
平成18年7月11日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年8月4日 (第27回第三部会)	・審議
平成18年8月18日 (第28回第三部会)	・審議
平成18年9月1日 (第29回第三部会)	・審議
平成18年9月8日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成18年9月15日 (第30回第三部会)	・審議
平成18年10月6日 (第31回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成18年10月20日 (第32回第三部会)	・審議
平成18年11月17日 (第33回第三部会)	・審議
平成18年12月1日 (第34回第三部会)	・審議